

株主各位

第 13 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- | | |
|--|---------|
| 1. 事業報告 |1 |
| 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制 | |
| 2. 連結計算書類 |6 |
| 連結注記表 | |
| 3. 計算書類 |12 |
| 個別注記表 | |

本内容は、法令および当社定款第 15 条の規定に基づき、
当社ホームページ(<http://panasonic-denkois.co.jp/>)に掲載しているものです。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

【1】 基本理念

当会社の取締役、執行役員、その他使用人は、「私達は、ユーザーフレンドリーの追求 ハイテク・マインドの徹底 チャレンジ精神とスピード感あふれる行動により、新しい価値の創造に邁進します。」との経営理念、および「綱領」「信条」「私たちの遵奉すべき精神」をよるべき経営の根幹として、職務の執行を行う。

【2】 コーポレート・ガバナンス体制

(1) 目的

当会社は、当会社の企業価値を最大化することを目的として、定款および取締役会が定める社内規則に従い、「執行」「統制」「監督」の観点から最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築する。

(2) 体制

当会社の取締役会は、10名以内の取締役で構成し、当会社の業務執行の決定と監督を行う。

この取締役会が決定した方針に基づき、社長の統率のもと、業務執行を担当する取締役および執行役員（以下、あわせて「担当役員」という）は、当会社の事業活動の責任者として効率的かつ適法に業務の「執行」を行う。また、当会社の事業活動の信頼性と健全性の確保を目的として、CSR^(*)・内部統制担当取締役を設け、当会社の業務執行全般に対する「統制」活動を行う。

社外取締役は担当役員の業務執行に対して、独立した立場で効率性および適法性の観点から「監督」を行う。また、監査役は、法令および監査役会が定めた社内規則に従い、独立した立場において、適法性の観点から当会社の業務執行を監査する。

(*) CSR:「CSR (Corporate Social Responsibility)」と「Risk Management」の総称

【3】 業務執行に関する体制

1. 基本体制

(1) 業務執行の計画

当会社は、連結ベースで、中期経営計画、年度経営方針を策定する。これを受け、取締役または執行役員は、経営上の目標数値、その他の必要事項を含んだ事業計画を策定する。担当役員、その他使用人は、中期経営計画、経営方針、事業計画を重要な経営目標として職務の執行を行う。

(2) 業務執行の推進体制

取締役会は、業務執行を効率的かつ適法に推進することを目的として、その決議により、担当役員の担当職務の分掌を取り決め、また、主要な組織を設置して、その責任者となるべき重要な使用人の任免を行う。

(3) 業務執行の決定

取締役会は、「取締役会規則」の定めるところにより、会社法その他の法令および定款に定める事項ならびに重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行については、「決裁規程」に従い、社長または社長から権限委譲を受けた、担当役員その他重要な使用人が、これを決定する。

(4) 業務執行の推進

取締役会は、業務執行を効率的に行うため、「取締役会規則」および「執行役員規則」に基づき、必要に応じて執行役員またはその他使用人を取締役会に出席させ、業務執行に関する決定事項の伝達や具体的な業務執行につき、取締役と執行役員、その他使用人との相互連携を図る。

また、担当役員および重要な使用人以上の職制により構成される「経営検討会」を設け、社長による統率、担当役員および重要な使用人間での情報共有を図る。

(5) 業務執行の評価

取締役会、取締役または執行役員は、取締役、執行役員、その他使用人の職務を評価し、任用および報酬を決定する。特に、社長および担当役員の評価については、その重要性を考慮し、別に定める適切な評価基準に基づき、取締役会に於いて審議を行い、最終的に取締役会がこれを決定する。

2. コンプライアンス体制

取締役、執行役員、その他使用人は、「企業倫理規程」の定めるところに従い、「パナソニック行動基準」および「倫理実践ガイドブック」を基本原則として、公正で誠実な事業活動を行う。また、「企業倫理通報ライン」を利用し、法令違反および不正行為の早期発見に努める。

社長を委員長とする「企業倫理委員会」および倫理担当取締役は、全社倫理推進活動を行い、また、事業場にも適切な組織・責任者を設け、事業場の企業倫理推進活動を行う。

3. リスク管理体制

(1) 平常時

当会社の事業活動におけるリスクマネジメントについては、「リスクマネジメント規程」に従い、事業場の担当役員、職能ごとの担当役員が一体となって行い、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」が、これらのリスクマネジメント活動を効率的かつ効果的に推進する。

取締役、執行役員、その他使用人は、事業年度ごとにリスクを収集・分析・評価し、リスクへの対策を講じる。

(2) 緊急時

取締役、執行役員、その他使用人は、当会社の経営に重大な影響を及ぼす危機的状況が発生した場合、「リスクマネジメント規程」に従い、危機管理の組織体制を編成し、当会社の信頼性と将来価値の保全のために対策を講じる。

4. 情報管理体制

取締役は、会社法の定める法定備置書類・その他法令によって保存が要求される重要書類、重要会議の議事録、決裁書、契約書等の重要情報について、法令および社内規則に従い、保存および管理を行う。

その他、「情報セキュリティ基本規程」その他の個別の社内規則に基づき、当社が保有する情報およびそれが記載・記録された書類、電子データの保存および管理を行う。

これらの情報の保存および管理を徹底するため、「全社機密情報管理統括責任者」および「全社情報セキュリティ管理委員会」を設け、また事業場ごとに適切な組織を設ける。さらに、当社では、全社において個人情報の取扱いを適切に行っている事業者が付与される「プライバシーマーク」を、また、運用部門において組織の情報セキュリティマネジメントシステムが適切に実施されている事業者が付与される「ISMS」(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得しており、これらの基準に従った情報管理体制とする。

5. 内部監査体制

当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、あわせて「グループ会社」という）の会社方針の徹底状況や業務の実態を調査し、経営の合理化および経営効率の増進に寄与するとともに、法令、定款、社内規則の運用状況を確認することにより、厳正な業務の遂行と内部牽制体制の整備、確立を図り、錯誤、不正等の事故を未然に防止することを目的として、内部監査部門を設ける。

内部監査部門は、社長直轄とする。

当社およびグループ会社の内部監査は、「内部監査規程」に従い行う。

6. 財務報告体制

取締役、執行役員、その他使用人は、社内規則・基準に従い、事業活動を適切に行い、重要な経営情報、業務執行の状況を取締役に適切に報告する。

また、関係する取締役、執行役員、その他使用人は、事業年度ごとに、これらの活動を点検する。内部監査部門は、これらの活動をモニタリングし、内部統制の適正性・有効性を確認した上で、社長に迅速・適切に結果報告を行う。

これらの効果的な統制に基づき、取締役、執行役員、その他使用人は財務情報にかかる書類を作成し、会計監査人および監査役による監査を受ける。

財務情報、その他の投資家に影響を及ぼす情報を開示するに際しては、「ディスクロージャー委員会」が、記載内容の妥当性および開示に関する手続きの適正性を確認する。

7. グループ経営体制

(1) グループ会社との関係にかかる体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつ、当社の企業集団としての業務の適正性および効率性を確保するため、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念の徹底を図る。

当社は、主要なグループ会社に対して取締役または監査役を派遣し、これらは一定事項について、当社の社長または担当役員と協議を行う。また、主管部署を通じて、各グループ会社の経営管理、決算業務等を適正かつ効率的に行う。

(2) 親会社との関係にかかる体制

当社は、上場企業として独立した立場で経営の決定を行い、その決定の客観性を高めるため、親会社出身者以外の社外役員に適正な意見を求める。なお、一定の事項については、親会社との間で協議を行う。

【4】監査に関する体制

1. 基本体制

(1) 取締役・執行役員・使用人の義務

取締役、執行役員、その他使用人は、監査役会が制定した「監査役会規則」および「監査役監査基準」の内容を理解し、監査役会および監査役の監査活動が実効的に行われるよう協力する。

(2) 代表取締役との連携

代表取締役は、監査役会および監査役と定期的な会合をもち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、確認を行う。

(3) 内部監査部門との連携

内部監査部門は、監査役会および監査役と緊密な連携を保ち、監査役とともに適正かつ効率的な監査活動に努める。

2. 監査役スタッフ体制

取締役会は、監査役会および監査役の監査職務を補助するために業務執行者から独立した監査役室を設け、人員（以下、「監査役スタッフ」という）を配置する。この監査役スタッフの評価、配置転換については、監査役と協議を行う。

また、監査役が組織・人員の補強を求めた場合は、取締役会は、監査役と協議を行い、適切な対応をする。

3. 監査役への報告体制

取締役、執行役員、その他使用人は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、これを直ちに監査役会に報告する。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。ただし、年金資産の額が、退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、投資その他の資産に前払年金費用として計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生年度に効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で、定額法によって償却しております。

(会計処理基準に関する事項の変更)

1. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日) および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法及び残存価額の見積りの変更

当社グループは、従来、建物以外の有形固定資産のうち、工具、器具及び備品については定率法で行っていましたが、当連結会計年度より定額法を用いることに変更いたしました。

これは、当社グループにおける有形固定資産の使用実態を調査した結果、定額法を採用した方が使用実態とより整合した費用配分を行えるものと判断したためであります。

また、減価償却後の有形固定資産について除却時点の価値を検討した結果、除却時の附帯費用等を勘案すると売却から得られるキャッシュ・フローは僅少であり、残存価額を従来の取得価額の5%に代えて備忘価額の1円とすることが、より経営の実態を表していると判断し、変更することといたしました。

この減価償却の方法の変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ2億5百万円増加しました。また、残存価額の見積りの変更による損益への影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表関係

リース債務

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めていた「リース債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」は1億6千6百万円であります。

連結損益計算書関係

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく会社計算規則の改正に伴い、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

| | |
|--------|--------|
| 商品及び製品 | 67百万円 |
| 仕掛品 | 134百万円 |
| 貯蔵品 | 2百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,519百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,656,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成22年5月20日 取締役会 | 普通株式 | 346 | 32.50 | 平成22年3月31日 | 平成22年5月31日 |
| 平成22年10月21日 取締役会 | 普通株式 | 346 | 32.50 | 平成22年9月30日 | 平成22年11月30日 |
| 計 | / | 692 | / | / | / |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年5月19日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議する予定であります。

- ① 配当金の総額 346百万円
- ② 1株当たり配当額 32.50円
- ③ 基準日 平成23年3月31日
- ④ 効力発生日 平成23年5月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|------------|---------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 172 | 172 | - |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 5,665 | 5,665 | - |
| (3) 工事未収入金 | 775 | 775 | - |
| (4) 預け金 | 12,661 | 12,661 | - |
| (5) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 340 | 340 | - |
| (6) 支払手形及び買掛金 | (1,970) | (1,970) | - |
| (7) 未払法人税等 | (1,061) | (1,061) | - |
| (8) 未払金 | (1,102) | (1,102) | - |
| (9) リース債務 | (561) | (551) | 9 |

(注)1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 工事未収入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 投資有価証券
これらの時価については取引所の価格によっております。
- (6) 支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (9) リース債務
これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,004円43銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 242円25銭 |

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 棚卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

① 商品・製品・貯蔵品……………移動平均法

② 仕 掛 品……………個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

市場販売目的のソフトウェアおよび収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実に認められる期間（3年以内）、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内での利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る実績繰入率を零としております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。ただし、年金資産の額が、退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合は、投資その他の資産に前払年金費用として計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計処理基準に関する事項の変更)

1. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益への影響はありません。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法及び残存価額の見積りの変更

当社は、従来、建物以外の有形固定資産のうち、工具、器具及び備品については定率法で行っていましたが、当事業年度より定額法を用いることに変更いたしました。

これは、当社における有形固定資産の使用実態を調査した結果、定額法を採用した方が使用実態とより整合した費用配分を行えるものと判断したためであります。

また、減価償却後の有形固定資産について除却時点の価値を検討した結果、除却時の附帯費用等を勘案すると売却から得られるキャッシュ・フローは僅少であり、残存価額を従来の取得価額の5%に代えて備忘価額の1円とすることが、より経営の実態を表していると判断し、変更することといたしました。

この減価償却の方法の変更に伴い、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2億3百万円増加しました。また、残存価額の見積りの変更による損益への影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

リース債務

前事業年度において、固定負債の「その他」に含めていた「リース債務」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の固定負債の「その他」に含まれる「リース債務」は1億6千6百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-----------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,461百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 2,984百万円 |
| 短期金銭債務 | 175百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引の取引高

売 上 高

17,968百万円

仕 入 高

331百万円

営 業 経 費

542百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,656,000株

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式

195株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な発生原因は、賞与概算計上分の否認額9千4百万円、未払事業税の否認額7千7百万円等であります。また、繰延税金負債の主な発生原因は、前払年金費用3億5千9百万円等であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している設備（電子計算機ほか）があります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関係内容 | |
|-----|--------------|--------|--------------|--------------------------|------------------------------|------------|----------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 |
| 親会社 | パナソニック電工株式会社 | 大阪府門真市 | 148,513 | 照明、情報機器・電器・住宅設備等の製造および販売 | (被所有) 直接 63.69 間接 0.16 | なし | 情報システムサービスの提供等 |
| | 取引の内容 | | | 取引金額 (百万円) | 科目 | | 期末残高 (百万円) |
| | 業務受託料 | | | 13,202 | 売掛金 | | 2,280 |
| | システム開発受託料等 | | | 2,979 | | | |
| | 商品の販売等 | | | 1,641 | 工事未収入金 | | 562 |
| | 商品の仕入等 | | | 42 | 買掛金 | | 7 |
| | ソフトウェア利用許諾料 | | | 78 | | | |
| | 賃借料 | | | 530 | 未払金 | | 136 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 業務受託料については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。
- (2) システム開発受託料等については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、案件毎に価格を決定しております。
- (3) 商品の販売等および商品の仕入等については、市場価格を基に価格を決定しております。
- (4) ソフトウェア利用許諾料および賃借料については、市場価格および提示された価格を踏まえて半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。

3. 未払金の期末残高は経費立替分を除いております。また、パナソニック電工株式会社に対する当社の未収入金が19百万円ありますが、当社の経費立替のため、除いております。

4. 業務受託は、情報システムサービスの提供等をしているものであります。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関係内容 | |
|-----------------|-------------------------------|------------|--------------|-------------------------------|----------------------------|------------|---------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 |
| 親会社 の 子会社 | パナソニック電工 ファイナンス 株 式 会 社 | 大阪府 門真市 | 1,000 | パナソニック電工 グループのファイ ナンス業務 | — (—) | なし | 預託等 |
| | 取引の内容 | | | 取引金額 (百万円) | 科目 | | 期末残高 (百万円) |
| | 短期預託 | | | 12,402 | 預け金 | | 12,444 |
| | 預託利息 | | | 65 | 未収入金 | | 24 |

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関係内容 | |
|-----------------|------------------|------------|--------------|-------------------------|----------------------------|------------|------------------------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 |
| 親会社 の 子会社 | パナホーム 株 式 会 社 | 大阪府 豊中市 | 28,375 | 住宅およびそ の部材の製 造・販売 | (被所有) 直接 0.16 | なし | 情報システム サービスの提 供等 |
| | 取引の内容 | | | 取引金額 (百万円) | 科目 | | 期末残高 (百万円) |
| | 業務受託料 | | | 2,315 | 売掛金 | | 1,049 |
| | システム開発受託料等 | | | 967 | | | |
| | 商品の販売等 | | | 117 | 工事未収入金 | | 1 |
| | 賃借料 | | | 14 | 未払金 | | 1 |

- (注) 1. パナホーム株式会社の取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
- (1) 業務受託料については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、四半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。
 - (2) システム開発受託料等については、市場価格および総原価を勘案して当社希望価格を提示し、案件毎に価格を決定しております。
 - (3) 商品の販売等については、市場価格を基に価格を決定しております。
 - (4) 賃借料については、市場価格および提示された価格を踏まえ、半期毎に交渉のうえ、価格を決定しております。
 - (5) 預託金利については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 業務受託は、情報システムサービスの提供等をしているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,992円34銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 237円06銭 |